

(様式6)

年 月 日

### 輸出管理内部規程の実施状況の公表について（宣言）

「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」により輸出管理体制及び審査等の運用状況について自己評価を行った結果、

(輸出者等名) :

は、輸出者等遵守基準及び輸出管理内部規程に従って適切に輸出管理を実施していることを宣言します。

特に、リスト規制、平成14年4月に導入された大量破壊兵器キャッチオール規制及び平成20年11月に導入された通常兵器補完的輸出規制に関しては、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1及び外国為替令（昭和55年政令第260号）別表の16の項の中欄に掲げる貨物・技術を、輸出貿易管理令別表第3に掲げる地域以外の仕向地・提供地に輸出・提供しようとする場合は、用途及び需要者に関する審査を適切に実施しており、また、定期的に監査を実施しております。

また、輸出者等の名称、所在地及び輸出者等のホームページのアドレス（和・英）を経済産業省ホームページにおいて公表することを希望します。

輸出管理内部規程受理番号 :

輸出者等名 :

代表者役職名 :

代表者氏名 :

#### 経済産業省ホームページ公表用データ

法人番号		
輸出者等名	(和) <input type="text"/>	(英) <input type="text"/>
	(和) 〒 <input type="text"/>	
所在地	<input type="text"/>	
	(英) <input type="text"/>	
〃	<input type="text"/>	
website	(和) <input type="text"/>	(英) <input type="text"/>

(注1) 最高責任者（輸出者等遵守基準を定める省令（平成21年経済産業省令第60号）第1条第2号イの統括責任者に相当する。）名により提出すること。

また、電子メール等で提出する場合は、「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」に記載されている連絡担当者から送信すること。

(注2) 個人事業者の場合は、輸出者等名以外の箇所のうち経済産業省ホームページ用における公表を希望する箇所のみ記載すること。